

中小企業の健全性支援マガジン（毎月1日発行）

BUSINESS ONE POINT

TFG ニュースレター

2018.10 No. 326

健全性支援実績No1を目指す！

Tax&Financial Group
TFG 税理士法人
株式会社 東亜経営総研

TFG 検索

〒550-0011 大阪市西区阿波座1-4-4-8F
TEL(06)6538-0872（編集担当 岸本）
e-mail info@tfg.gr.jp

今月のコンテンツ

[経営のお役立ち情報]

- I. 小さな会社が融資を引き出す秘訣Part VI
- II. 役員給与について
- III. 知っておきたい「民事信託」
- § 経営セミナーのご案内

[今月のトピックス]

- ・経済産業省情報コーナー
- ・今月お役立ちホームページ

I. 小さな会社が融資を引き出す秘訣 Part VI

——会社の格付けを上げる方法①——

9月号では、融資を受けるための基礎知識とも言うべき「格付け」についてお伝えしました。10月号では、金融検査マニュアル別冊【中小企業編】の記載事例に沿って、中小企業が金融機関から高く評価される（格付けを上げる）ためのポイントをご紹介します。金融検査マニュアルとは、金融庁が金融機関をチェックするときの手引書です。ここに記載されている中小企業の特長、経営状態や将来性を高く評価するための具体的な判断材料、その運用例には、資金調達をスムーズにするヒントがいっぱいです。

■債務超過でも融資してもらえるようになるために

（事例）

- ・家電販売業者
- ・信用金庫メイン先、取引歴15年
- ・5年前に大型量販店が進出した影響で売上は徐々に減少し、ピーク時の3分の2になっている。そのため、2期連続の赤字を計上し、前期に債務超過（前期末百万円）に陥ってしまった。
- ・連続赤字かつ債務超過になっているため、会社には返済できる資金がなく、代表者が会社に貸し付けることにより、正常に返済中（延滞は発生せず）。
- ・代表者は、個人として賃貸物件等の資産を多数保有し、当該物件からの現金収入も多額。
- ・最近、同業他社との連携やアフターサービスの充実に力を入れており、その効果から赤字は解消傾向にある。

（解説）

決算書の内容で査定を行えば、【要注意先】以下となりえます。が、中小・零細企業で、代表者からの借

入金により返済が行われていれば、「代表者と企業を一体として考えるべし」とマニュアルにあります。つまり、代表者からの借入も自己資本相当額と判断してもらえます。また、代表者の保有資産も一体と考えられるので、債務超過とはみなされません。【要注意先】以下→【正常先】への1ランクアップが可能です。

(アピールポイント)

- ・会社が金融機関に返済する資金を代表者が提供できている。
- ・代表者が個人として賃貸物件等の資産を保有し、それら賃貸物件からの現金収入も多額。
- ・赤字が解消傾向にある。

(格付けアップのために用意する資料)

- ・代表者所有資産一覧表
- ・経営方針説明書

金融検査マニュアルには「代表者と企業を一体として判断すべし」とありますが、上記のような資料を徴求するかどうかは金融機関担当者の資質によって異なります。そこで自ら進んでアピール資料を用意すべきなのです。

■ 2期連続赤字を逆転するために

(事例)

- ・飲食業
- ・信用組合メイン先 取引歴7年
- ・7年前に居酒屋を開業し、その資金を当該信用組合で借入れる。値段の割に料理の質が高いと開店以来の業況は好調だったが、3年ほど前から不況の影響で売上が激減し、2年連続の赤字に。
- ・開業から4年の間に蓄えた資金で返済を続けてきたが、現在は枯渇寸前。
- ・場所柄、宴会需要は多いものの、宴会スペースが座席である点が不評。
- ・顧客ヒアリングとアンケート調査の結果、宴会スペースを掘りごたつ式にすれば宴会需要の取りこぼしを防ぎ、黒字転換できる可能性が高いと判明。

(解説)

決算書の内容で査定を行えば、【要注意先】以下となり得ます。前例と同様に代表者からの借入は自己資本相当と判断されますが、それも枯渇寸前なので、新規融資の際は【要注意先】以下でしょう。しかし、運転資金の不足分を融資するのなら2期連続を理由に断られますが、今後の売上を伸ばす方法を説得力のある材料とともに説明することで将来性を評価してもらえ、【正常先】として融資に至りました。

(アピールポイント)

- ・新たに融資を受けて改装すれば、返済が容易にできる。
- ・実現性の高さを裏付けるマーケティング調査。

(格付けアップのために用意する資料)

- ・融資依頼書兼経営計画書
- ・顧客要望調査書

「2期連続赤字」と聞いて金融機関が考えるのは、「今期も赤字になるのでは」ということです。そこで現状維持のための運転資金ではなく、「今期は黒字に転換する」ための資金調達だとアピールします。

Ⅱ. 役員給与について

——定期同額給与を中心として——

読者の皆様もご承知のとおり、役員給与については定期同額であることが租税政策上から要求されております。役員給与を増減させることで会社の利益を容易に調整することが可能なためであります。当然、役員給与を支払えばお金は流出します。これを損金算入できないとなると流出部分についてまで税金がかかってくることとなります。

■定期同額給与とは

定期同額給与とは以下の2つの要件を満たすものを言います。

- ・支給時期が1月以下の一定の期間であること
- ・その事業年度の各支給時期における支給額が同額であること

簡略的に言及すると、3月決算の会社であれば、4月から3月までの毎月の給与が同額であるものというわけです。

■役員給与の増減改定

役員給与は増額も減額もできないかということ、そういうわけではありません。

以下の場合、役員報酬額に改訂があったとしても改訂の前後においてそれぞれ同額である場合には定期同額給与として損金算入が認められています。

1. 期首から3ヶ月以内の改定
2. 役員の職制上の地位の変更等やむをえない事由（臨時改定事由）による改定
3. 法人の経営状況が著しく悪化したこと等の理由（業績悪化改定事由）による減額改定

■改定1

3ヶ月以内に改定した場合、改定後においてその改定後の改定額で一定であれば税務上損金計上はOKとなります。

■改定2

例えば、職制が上昇した場合、役員報酬がアップされることは実務では通例であり、改定後、上記と同様に一定であれば税務上損金計上はOKとなります。

■改定3

改定1.の業績悪化改定事由としては実務ではどのような場合であれば認められるのでしょうか？

業績悪化改定事由については「経営の状況が著しく悪化したことその他これに類する事由」と規定されていることから、経営状況が相当程度悪化しているような場合でなければこれに該当せず、事例は限定されているのではとの疑問もあるところです。「経営の状況が著しく悪化したことその他これに類する理由」とは、経営状況が著しく悪化したことなどやむを得ず役員給与を減額せざるを得ない事情があることをいいますので、財務諸表の数値が相当程度悪化したことや倒産の危機に瀕したことだけではなく、

経営状況の悪化に伴い、第三者である利害関係者（株主、債権者、取引先等）との関係上、役員給与の額を減額せざるを得ない事情が生じていれば、これも含まれることになります。

このため、例えば、次のような場合の減額改定は、通常、業績悪化改定事由による改定に該当することになると考えられます。

1. 株主との関係上、業績や財務状況の悪化についての役員としての経営上の責任から役員給与の額を減額せざるを得ない場合
2. 取引銀行との間で行われる借入金返済のリスケジュールの協議において、役員給与の額を減額せざるを得ない場合
3. 業績や財務状況又は資金繰りが悪化したため、取引先等の利害関係者からの信用を維持・確保する必要性から、経営状況の改善を図るための計画が策定され、これに役員給与の額の減額が盛り込まれた場合、上記1.については、株主が不特定多数の者からなる法人であれば、業績等の悪化が直ちに役員の評価に影響を与えるのが一般的であると思われまので、通常はこのような法人が業績等の悪化に対応して行う減額改定がこれに該当するものと考えられます。

一方、同族会社のように株主が少数の者で占められ、かつ、役員の一部の者が株主である場合や株主と役員が親族関係にあるような会社についても、上記1.に該当するケースがないわけではありませんが、そのような場合には、役員給与の額を減額せざるを得ない客観的かつ特別の事情を具体的に説明できるようにしておく必要があることに留意してください。

上記2.については、取引銀行との協議状況等により、これに該当することが判断できるものと考えられます。

また、上記3.に該当するかどうかについては、その策定された経営状況の改善を図るための計画によって判断できるものと考えられます。この場合、その計画は取引先等の利害関係者からの信用を維持・確保することを目的として策定されるものであるもので、利害関係者から開示等の求めがあればこれに応じられるものということになります。

Ⅲ. 知っておきたい「民事信託」

——人生「100年時代」に備える——

「民事信託」という言葉をお聞きになったことはありますか？2006年に信託法が改正されて以来、万一認知症や精神障害となり、意思能力を失ってしまった場合でも財産の管理や処分をスムーズに行ったり、相続や事業承継などにも有効であることなどが注目され、わが国においても脚光を浴びることが多くなりました。何故いまこの制度がクローズアップされているのか、昨今の社会的背景と一緒にご紹介したいと思います。

■民事信託とは

そもそも信託とは、財産の所有者が信託契約に基づいて財産を預かる人（受託者という）に自分の財産を預かってもらい、その財産から生まれる様々な利益は、受益者と決められた人が受け取る、ということをや予め筋書として決めておくことです。信託銀行など信託を業務として行う組織や人は免許が必要ですが、例えば親族間で信託を設定するなど、業務ではなく免許が不要のケースを特に区別して「民事信託」と呼んでいます。

■民事信託の効力

それではどのような時に信託が力を発揮するのか。例えば自分が認知症になった時に、引き続き自分のために財産を活用したい場合や、予め信頼できる人に資産の管理を任せたいとき。或いは自分の死後、パートナーが認知症になったり、子供に知的障害があるなどの事情で、資産を引き継がせたい人の財産管理能力に不安があるケース等です。予め信託を設定すれば、例え後から成年後見人に選任された人でも、信託契約を無視してお金を引き出したり、受益者に定められたお金を渡さなかったりすることは許されません。また、財産を受け継いだ相続人が亡くなった後の資産の行く先なども信託の場合は定めることができます。第二、第三の受益者を予め決めておける為、財産が図らずも相続のたびに散逸してしまう、ということを防ぐ効果も期待できます。例えどのような状況を迎えても、自分の資産を自分の意に沿う形で活用したり、引き継がせたい相手を指定したり、様々なニーズに柔軟に対応できる可能性を秘めています。

しかし、そもそも民事信託が脚光を浴びているということは、裏を返せば従来からの「成年後見制度」が必ずしも上手く機能していない実態を表しているということでしょう。最高裁の集計では、現在、成年後見人のおよそ7割を弁護士や司法書士など専門職が占めています。親族と全く面識のない後見人や家裁判事に、本人の資産を全て押さえられてしまうことに対する不安もさることながら、中には認知症の親を介護施設に入所させたくても、専門職後見人や家裁が親名義の自宅の処分に応じしてくれず、実際に老親を見守っている親族が途方にくれてしまうという事態も現実起きています。

■最後に

人生100年時代。高齢化に伴う認知症リスクも一層高まっている中、こうした情報はもっと幅広く知られて良いのではと思います。無論、民事信託にもデメリットがあります。その最たるものは「本人が元気な間こそ対策が可能」なこと。認知症で契約行為が出来なくなってからでは対処ができないということです。



経済産業省情報コーナー

■電動アシスト自転車に関する JIS 規格改正について

従来の高齢者向けから、子育て世代向けの幼児2人同乗用自転車、若年層向けへと、その用途が広がっております。今回、電動アシスト自転車のアシスト比率の測定方法等について規定内容を明確にし、多種多様な電動アシスト自転車に対応できるように、JIS D9115（電動アシスト自転車）を改正しました。



今月のブックマーク

昨年末の流行語でも「インスタ映え」という言葉が話題になりました。インスタグラムを既に使われている方もいらっしゃると思いますが、今後もいろいろな SNS が出てきます。写真などを保存したりなど、知人と共有する際にも活用できます。

「Instagram」

<https://www.instagram.com/?hl=ja>

経営者向け “学びの場” のご紹介

「なにわマーケティング大学 2018」を開催！

(大阪府商工労働部主催)

平成 23 年度より開講し、8 年目となる講座が本年度も 7 月から開講されています。「作る前に考える」「売る前に考える」「売ってみてから更に考える」をコンセプトとした好評講座です。経営変革に活用してみたいかがでしょうか。

- 【講座名】
- ・売れるマーケティング基礎講座
 - ・売れるプライス戦略講座
 - ・売れる販促広報実践講座
- ・売れるブランディング講座
 - ・売れる Web マーケティング講座
(5つの講座から自由に選択可)

【対象】 経営者・経営幹部 各講座/定員 30 名 (有料)

※お問い合わせ 大阪府中小企業支援室 06-6210-9494

以上、詳しくは**TFG**共栄会事務局 岸本 TEL 06-6538-0872 FAX 06-6538-0896 迄

TFGでは経営管理システムの一環として国際基準のISOにも従来より取り組んでおり、また経営計画策定や事業承継、海外取引・進出に関する支援等についてのコンサルティング業務も、ご遠慮なくご連絡ご相談下さいませ！

—— 起業・革新・ベンチャー支援 … **T&FG**group

TFG 検索

TFG 税理士法人
株式会社 東亜経営総研

〒550-0011 大阪市西区阿波座1丁目4番4号
野村不動産四ツ橋ビル8F
(06) 6538-0872 (代表) FAX (06) 6538-0896
[URL] www.tfg.gr.jp [E-mail] info@tfg.gr.jp

TFG ニュース編集担当 岸本 圭祐